

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の備考中「国が行う警察官採用Ⅰ種、Ⅱ種及びA種試験」を「人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）による国家公務員採用試験の総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（大卒）、専門職（大卒一群）、専門職（大卒二群）、Ⅰ種、Ⅱ種及びA種」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。